

緑化計画の整備方針

地域に長く息づく自然環境と歴史的なみどりの風景を活用し、持続可能な環境づくりによって長く区民に親しまれる場の創出を基本コンセプトとします。

- ①地域の植生に即したクヌギ・コナラ等の樹種の導入
- ②樹木の保全・再生・発展
- ③生涯学習の場（環境学習）づくり

西入口のシンボルとなる緑化空間づくり

- ・西側の新たなアプローチとして、季節の花や多様なみどりでいざなぎます。
- ・広場へ続く大階段とスロープの連なり、緑の連続で利用者を誘導します。

緑豊かなアプローチの整備

- ・道路を挟んだくぬぎ公園のみどりと呼応した沿道緑化を整備します。

みどりの量

- ・緑化率は32%以上とし、みどりの基本条例基準を4%以上を上回る計画とします。
- ・高木を極力配置した緑化計画とします。

みどりの質の向上

- ・敷地内の高木・準高木のうち70%以上は関東に分布する樹種から選定した植栽計画とします。
- ・高木・準高木は落葉樹（比率20%以上）を主体に季節の移ろいを感じる植栽計画とします。（春の新緑⇒夏の緑陰⇒秋の紅葉⇒冬の落葉）
- ・特に花木は開花期の異なる樹種（3種類以上）を導入し、季節毎の魅力付けを行います。（春⇒初夏⇒夏）

表示	名称
高木	高木
●	既存木
○	移植木
○	新植木（常緑樹）
⊕	新植木（落葉樹）
⊗	新植木（ケヤキ）
⊙	新植木（花木）

緑地による隣接する住宅への配慮

- ・敷地境界際に中高木を配置して、近隣住民のプライバシーを確保します。

緑地による隣接する住宅への配慮

- ・斜面地の安全性を保つために既存のみどりを極力保全します。
- ・地域の自然林をほうふつとさせる自然度の高いみどりを適切な管理で継承します。

既存樹木の取扱い

- ・敷地内に残る既存樹木は、全ての樹種に対して調査を行い、樹木医による樹木診断を実施しています。
- ・植栽計画では、良好な既存樹木をできるだけ保存し、計画上支障となる樹木も移植によって新しい庁舎で育成する計画とします。
- ・特にケヤキの大径木やサンクンガーデン内の雑木林の景観を構成する樹木、西側住宅地に接する斜面緑地などにはできるだけ保存する方向で計画します。

屋上緑化によるグリーンインフラの整備

- ・建物の屋上にも緑化空間を整備し、虫や鳥など地域の多様な植生・生きものと触れ合える環境を整備します。
- ・保水性を有する緑化等により雨水貯留浸透機能を持たせ雨水流出を抑制するほか、気温上昇の抑制、生物多様性の場づくりなどに配慮します。

ケヤキ並木の延伸

- ・次世代を担う若木を追加新植して、ケヤキ並木のプロムナードを形成します。

水と緑の庭園環境の継続

- ・既存の水景（滝の落水と水音、池の水面）と豊かなみどりを活かした庭園空間の保全を行います。
- ・地下1階集会室や練習室へのアプローチとして、みどり豊かな雑木林を散策・鑑賞できる空間を演出します。

既存樹木

- ・東側ケヤキ並木や南側池周辺緑地は、極力既存樹木（準高木や高木など）を保存する計画とします。

生きもの緑化

- ・ビオトープ、水の流れなどを整備するほか、実なる樹種の植栽などによって野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫を行い、みどりを活用した学習の場や交流の場を創出します。



S=1/800